平成２２年（フ）第２７４号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目３番地の６
プリズ夢Ⅲ201
債務者　長谷　里美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５５７号
仙台市太白区袋原５丁目14番１―206号
債務者　鈴木　信彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７３号
仙台市太白区中田１丁目14番23―105号、住民票上の住所仙台市太白区中田１丁目１番26―903号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５１号
仙台市青葉区菊田町10番23号　コーポ四季102
債務者　勝俣　ダリサイ　アブンギン
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
宮城県大崎市古川西館３丁目３番３―102号古川西館住宅１号棟102号、従前の住所宮城県大崎市古川字竹ノ内239番地２　アネックス古川１―Ａ号
債務者　樋口　昌弘
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
秋田市大町６丁目２番23号　コーポ佐康102号
債務者　岡田喜美代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８号
福島市霞町６番27号
債務者　石井　　保
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
福島県伊達市梁川町字八筋67番地２
債務者　齋藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
福島市北中央２丁目９番地　市住８―24
債務者　青山登貴子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６２１号
茨城県水戸市笠原町1259番地の９　グレース緑岡105号
債務者　三次　英明
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２２号
茨城県水戸市笠原町1259番地の９　グレース緑岡105号
債務者　三次　恵理
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３５号
茨城県桜川市犬田751番地２
債務者　飯島　　賢
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３９号
茨城県桜川市友部1445番地　市営ますみ住宅２―２―１
債務者　石塚　　任
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４５号
茨城県常陸大宮市高部4360番地の３、旧住所茨城県常陸大宮市小田野430番地
債務者　岡山　貴志
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４６号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート14棟203号、旧住所茨城県水戸市酒門町2704番地
債務者　笠原　一彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート14棟203号、旧住所茨城県水戸市酒門町2704番地
債務者　笠原　呉服
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４８号
愛知県豊川市八幡町下六光寺14―１　シティハイツミチＢ105号室、住民票上の住所茨城県水戸市酒門町2704番地
債務者　笠原　太一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所